

建設工事における一抜け・一括審査方式の導入に向けた 試験的な実施について

令和6年5月28日

1 一抜け方式、一括審査方式とは

【一抜け方式】

工事の開札順番をあらかじめ定め、順番上位の工事の落札候補者となった者の次以降の工事における入札書を無効とし、落札候補者を決定する方式であり、受注機会の確保や工事の早期完成等を目的とする方式。

【一括審査方式】

入札参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合、入札参加者からの技術資料の提出を1つのみとすることで、発注者・受注者双方の業務負担の低減を図る方式。

一抜け方式イメージ

開札順（落札者決定順序）

入札参加者	工事 1	工事 2	工事 3
	評価値順位	評価値順位	評価値順位
A	3 位	落札決定 1 位	無効
B	落札決定 1 位	無効	無効
C	2 位	3 位	落札決定 1 位
D	5 位	4 位	2 位
E	4 位	2 位	3 位

2 全国の状況、実施による効果

(1) 全国の状況

国や他県等では受注機会の確保などの観点から、一抜け方式・一括審査方式の導入が進んでいる。

国土交通省：平成24年度より導入（WTO案件含む）

都道府県：昨年度末に調査を実施した結果、31道府県で導入していることを確認

(2) 期待できる効果

【一抜け方式】

- ・公共工事の受注機会の確保により、地域の守り手となる多くの企業の中長期的育成が図れる
- ・企業の技術力の維持、継承が確保されることで公共工事の品質確保が期待できる

- ・不測の事態による工事遅延のリスク分散や、過大受注による工事の品質低下防止

【一括審査方式】

- ・複数工事の技術提案の提出を1つとすることで、受注者・発注者双方の業務負担低減を図ることができる

3 試験的実施の背景

- 復興事業の概ねの完了などにより、今後、建設工事件数の減少が予想される。
- 近年頻発する災害に対する強靱化や速やかな対応のため、地域の守り手となる建設業の育成や維持が強く求められている。
- 小規模工事については「地域の守り手育成型方式」にて地元企業の受注機会の確保に努めているが、効果はまだ限定的のため、更なる受注機会確保に向け検討する必要がある。

4 導入に向けた試験的な実施

建設業が抱える諸課題の解決に向け、受注機会の確保などの取り組みを更に進める必要があることから、一抜け・一括審査方式の導入の検討を行うため、今年度試験的に本方式による入札を行いたい。

【対象とする工事】

- ・1つの発注機関により発注され、発注工種が同一の工事であること
- ・原則、同一日の公告、開札を行う工事
- ・入札参加資格要件（地域、格付け）が同一であること 等

5 今年度の進め方

- ・土木部発注工事において、予定価格が3千万円以上の工事で3件程度実施。
- ・地域は、浜通り、中通り、会津方部から選定。
- ・試験的実施の結果について、2月開催予定の入札制度等監視委員会にて検証する。